

業 務 委 託 契 約 書 (案)

1 業 務 名 亀山市下水道施設包括的民間業務委託

2 履 行 期 間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

3 履 行 場 所 亀山市一円

4 委 託 料 ¥ ●一

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ●一

①維持管理業務にかかる委託料総額 ¥ ●一

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ●一

②計画策定業務にかかる委託料総額 ¥ ●一

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ●一

③技術支援業務にかかる委託料総額 ¥ ●一

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ●一

④その他業務にかかる委託料総額 ¥ ●一

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ●一

(なお、上記①及び④にかかる委託料総額は予定額であって、各年度の支払額は本契約の条項に従って確定され、委託料は、上記①及び④にかかる委託料総額の確定額に連動して自動的に変更される。)

5 契 約 保 証 金

6 支 払 条 件 前金払：無

上記業務について、委託者亀山市と受託者（●共同企業体）は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な委託契約を締結し、要求水準に従い、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に本契約（別紙の条項及び要求水準を内容とする本業務の委託契約をいう。）を履行しなければならない。

また、受託者がJVを結成している場合には、受託者は、●年●月●日付けの共同企業体協定書により本契約記載の業務を共同連帯して受託する。

本契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

委託者 住 所 三重県亀山市本丸町577番地
氏 名 亀山市下水道事業
亀山市長 櫻井義之 印

受託者

代表者 住 所
氏 名

印

構成員 住 所
氏 名

印

目 次

第1章 総則

第 1 条 (用語の定義)	1
第 2 条 (言語)	2
第 3 条 (通貨)	2
第 4 条 (計量単位)	2
第 5 条 (期間の計算)	2
第 6 条 (準拠法)	2
第 7 条 (本契約書類の優先関係)	2
第 8 条 (責任負担)	3
第 9 条 (指示等)	3
第 10 条 (業務の手段)	3
第 11 条 (秘密保持義務)	3
第 12 条 (書面主義)	3
第 13 条 (契約の保証)	4
第 14 条 (契約の譲渡等)	4
第 15 条 (著作物の使用等)	4
第 16 条 (著作権の譲渡等)	4
第 17 条 (特許権等の使用)	5
第 18 条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	5
第 19 条 (関連工事の調整)	5

第2章 業務の実施

第1節 総則

第 20 条 (本業務の概要)	5
第 21 条 (事業期間)	5
第 22 条 (法令の遵守等)	6
第 23 条 (事業の実施体制等)	6
第 24 条 (監督員)	6
第 25 条 (総括管理者)	6
第 26 条 (主任技術者)	7
第 27 条 (事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)	7
第 28 条 (事業開始に伴う業務引継ぎ等)	7
第 29 条 (再委託)	7
第 30 条 (許認可)	8

第2節 事業実施計画

第 31条 (事業実施計画書等の策定)	8
第 32条 (事業実施計画書等の修正)	8
第3節 業務の実施	
第 33条 (施設更新等の請求)	8
第 34条 (施設改良等)	8
第 35条 (検査等)	9
第 36条 (再履行)	9
第4節 緊急事態 (災害・事故その他不可抗力) 発生時の対応	
第 37条 (対応の基本)	10
第 38条 (臨機の措置)	10
第 39条 (災害・事故発生時の指揮系統)	10
第 40条 (災害・事故発生時の費用負担)	10
第5節 モニタリング	
第 41条 (モニタリング)	10
第6節 要求水準の未達等に対する措置	
第 42条 (改善通告及び業務改善計画書等)	11
第 43条 (委託料の支払停止)	11
第 44条 (契約不適合責任)	11
第7節 委託料等	
第 45条 (委託料の額)	12
第 46条 (支払の手続き)	12
第 47条 (委託料の不払に対する乙の業務中止)	12
第 48条 (物価の変動に基づく委託料の額の変更)	12

第3章 リスク分担

第1節 一般事項

第 49条 (所有権)	13
第 50条 (保険)	13
第 51条 (一般的損害)	13
第 52条 (第三者に及ぼした損害)	13
第 53条 (遅延損害金)	14
第 54条 (契約不適合責任期間等)	14

第2節 法令変更

第 55条 (法令変更に伴う通知の付与及び協議)	15
第 56条 (法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)	15

第3節 不可抗力

第 57条 (不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更)	15
-------------------------------	----

第 58条 (不可抗力による委託料の支払)	1 6
---------------------------------	-----

第4章 契約の終了

第1節 契約の解除

第 59条 (甲による契約の解除)	1 6
第 60条 (甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	1 9
第 61条 (乙による契約の解除)	1 9
第 62条 (乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	1 9
第 63条 (法令変更による契約の解除)	1 9
第 64条 (不可抗力による契約の解除)	2 0
第 65条 (解除の制限)	2 0
第 66条 (解除に伴う措置)	2 0
第 67条 (甲の損害賠償請求等)	2 1
第 68条 (賠償金等の徴収)	2 2
第 69条 (乙の損害賠償請求等)	2 2
第 70条 (談合その他不正行為による賠償の予定)	2 2

第2節 契約終了時の措置

第 71条 (事業期間満了に伴う業務引継ぎ等)	2 3
第 72条 (契約解除に伴う業務引継ぎ等)	2 3
第 73条 (契約終了時の既存施設等の確認)	2 3
第 74条 (改良施設の撤去等)	2 4
第 75条 (所有権の移転)	2 4

第5章 補 則

第 76条 (個人情報取扱い)	2 4
第 77条 (不当介入等を受けた場合の措置)	2 4
第 78条 (環境への取組み)	2 5
第 79条 (解釈)	2 5
第 80条 (契約の変更)	2 5
第 81条 (公租公課の負担)	2 5
第 82条 (管轄裁判所)	2 5
第 83条 (情報通信の技術を利用する方法)	2 5
第 84条 (年度別協定書の締結)	2 6
第 85条 (契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)	2 6

別記1 支払方法

別記2 物価変動の対象となる業務内容

別記3 物価変動の判定方法

第1章 総則

(用語の定義)

第1条 本契約において使用する用語の定義は、文脈上別異に解すべき場合を除き、次のとおりとする。本契約に定めのない定義については、要求水準書に定めるところによる。

- 1 「甲」とは、本契約の委託者である亀山市をいう。
- 2 「乙」とは、本契約の受託者をいう。
- 3 「実施要領」とは、本業務において甲が令和●年●月●日に公表した実施要領（実施要領が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 4 「要求水準書」とは、本業務における要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 5 「提案書類」とは、本業務に関する提案が記載された書面の全てをいう。
- 6 「要求水準」とは、本契約、年度別協定書、実施要領、要求水準書、提案評価基準、様式集その他甲が公表した書類及び左記に関する質問回答書並びに提案書類（以下「本契約書類」という。）に基づき定められている本業務の実施において甲及び乙が充足すべき水準をいう。
- 7 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- 8 「本件施設」とは、要求水準書・別紙1に定める業務対象施設をいう。
- 9 「既存施設等」とは、本件施設及び附属設備並びに本件施設内の甲の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品等を含む総称をいう。
- 10 「事業期間」とは、乙が本契約に基づき、本業務を実施する期間（令和9年4月1日から令和19年3月31日まで）をいう。
- 11 「事業年度」とは、事業期間中における4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- 12 「契約締結日」とは、本契約について甲と乙が合意し、本契約に甲乙が記名押印した日をいう。
- 13 「移行期間」とは、契約締結日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- 14 「事業開始日」とは、移行期間終了日の翌日「令和9年4月1日」をいう。
- 15 「委託料」とは、本業務の対価として、甲が乙に支払う金銭をいい、頭書第4項に記載の額をいう。
- 16 「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、当該対象施設の機能を維持するために行う工事その他の行為（ただし、更新を伴わないものとする。）をいう。
- 17 「改築」とは、更新、長寿命化対策の総称をいう。
- 18 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、本件施設の当該設備の全部を取り換えることをいう。
- 19 「長寿命化」とは、所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の一部を活かしながら、当該設備を部分的に新しくすることをいう。
- 20 「事業実施計画書」とは、業務計画書、維持管理計画書、ストックマネジメント計画書、

BCP計画書（風水害編）、業務改善計画書、再改善計画書及び実施計画をいう。

21 「監督員」とは、本業務を監督する甲の責任者をいう。

22 「総括管理者」とは、本業務を実施する上で管理をつかさどる者をいう。

23 「著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物、同法第10条第1項第9号に規定するプログラム及び同法第12条の2に規定するデータベースをいう。

24 「著作権」とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。

25 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。

26 「再改善計画書」とは、業務改善計画書を変更又は再提出した改善計画書をいう。

27 「成果物」とは、乙が本業務の履行において作成した成果物（ただし、目的物を除く。）をいう。

28 「目的物」とは、乙が本業務で修繕等の工事を行った目的物をいう。

29 「年度別協定書」とは、第84条に規定する年度別協定書をいう。

（言語）

第2条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とするものとする。

（通貨）

第3条 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とするものとする。

（計量単位）

第4条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

（期間の計算）

第5条 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（準拠法）

第6条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（本契約書類の優先関係）

第7条 本契約書類の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本契約、年度別協定書、本契約の締結日までの甲及び乙が本業務に関して別途合意した事項に係る書面、質問回答書、要求水準書、実施要領、その他甲が公表した書類、提案書類の順に解釈が優先する。ただし、提案書類が本契約書類（提案書類を除く。）を上回る事項については、提案書類が優先する。提案書類に誤り

が発見された場合又は提案書類が本契約書類（提案書類を除く。）に定めのない事項を含んでいる場合、甲及び乙はその取扱いについて協議する。

（責任負担）

第8条 本業務に伴う下水道法（昭和33年法律第79号）上の管理責任は、甲が負うものとする。

2 その他の甲乙の基本的な責任負担は要求水準書に定めるものとする。

（指示等）

第9条 甲は、下水道法上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、本業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合、乙は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。

（業務の手段等）

第10条 乙は、特に定めがある場合又は前条の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、本業務の実施に必要な一切の手段等を乙の責任において定めるものとする。

（秘密保持義務）

第11条 乙は、本契約に関連して甲から秘密情報として知り得た情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、甲の書面による事前承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

（1）甲から開示を受けた際、既に自ら所有していたことを立証しうるもの。

（2）甲から開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの。

（3）甲から開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用になったもの。

（4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく合法的に取得したものの。

（5）法令又は司法機関若しくは行政機関の命令により開示することが義務付けられたもの。

ただし、開示にあたっては相手方へ事前に通知し、かつ最小限の開示内容に努めること。

（6）甲から開示された秘密情報によることなく開発、創造したもの。

2 前項の規定は、事業期間終了後においても、なお5年間効力を有するものとする。

（書面主義）

第12条 本業務における指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 甲及び乙は、本契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第13条 乙は、本契約を締結する際に、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号。以下「契約規則」という。）第23条の規定に基づき、委託料（単価契約にあつては単価に予定数量を乗じて計算される委託料相当額。以下、第67条第2項及び第70条において同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。なお、契約保証金の納付義務額は、各事業年度の開始時点で更新されるものとし、当該時点の前年度までに確定した委託料の金額を控除した委託料の100分の10以上の金額とする（当該更新時において、甲は乙に対し、甲が受領済みの契約保証金のうち、当該納付義務額を超過する部分を返還するものとする。）

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約規則第25条の規定に基づき、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。
- 3 甲は、乙が本契約上の義務を履行したときは、契約規則第26条の規定に基づき、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 4 甲は、契約保証金について利息を付さない。

(契約の譲渡等)

第14条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の事前の承諾がある場合は、この限りでない。

- 2 乙は、既存施設等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(著作物の使用等)

第15条 甲は、乙が本業務の実施に当たって使用する乙の著作物（次条に定める著作物を除く。）について、乙が承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払いは免除されるものとする。

(著作権の譲渡等)

第16条 乙は、成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（本業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用し、又は複製し、また、第11条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

（特許権等の使用）

第17条 乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、その使用に関して要した費用の負担については、甲乙協議して決めるものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第18条 乙は、本件施設が下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（関連工事の調整）

第19条 甲は、本業務及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が、本業務の履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

第2章 業務の実施

第1節 総則

（本業務の概要）

第20条 乙は、本件施設について、事業期間中の運転及び維持管理等を行うものとする。

2 乙は、事業実施計画書等に従って本業務を遂行しなければならない。

3 本業務の内容は、要求水準書で定めるものとする。

（事業期間）

第21条 事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。

2 契約締結日から令和9年3月31日までの期間は、事業準備期間（移行期間）とし、移行期間においては、乙は要求水準書に定める各業務の習熟のための作業を、乙の責任と費用により実施することができるものとし、具体的な作業の実施方法等については、甲乙協議により定める

ものとする。

(法令の遵守等)

第22条 乙は、本業務に係る関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、本業務を実施しなければならない。また、乙は、要求水準書の定めるところにより、修繕業務、計画策定業務に基づく目的物を完成させなければならない。

(事業の実施体制等)

第23条 本業務における実施体制は次のとおりとする。

- (1) 乙が本業務を実施する本件施設の運転管理及び維持管理は、通年24時間連続とし、要求水準を確保できる体制を確立するものとする。
- (2) 甲は、本業務を監督する監督員を置くものとする。
- (3) 乙は、本業務遂行上の管理を掌る総括管理者を置き、本業務の履行に必要な従事者等を置くものとする。
- (4) 乙は、本業務の履行に必要な従事者等の中から、現場管理を掌る主任技術者を置くものとする。
- (5) 乙は、計画策定業務の実施に際しては、要求水準書に基づき管理技術者、照査技術者及び担当技術者を置くものとする。

(監督員)

第24条 甲は、前条第1項第2号に基づき監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知するものとする。また、監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 甲の下水道法の責任を果たす上で必要な乙又は乙の主任技術者に対する業務に関する指示。
- (2) 契約書、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
- (3) 本業務の履行に関する乙又は乙の総括管理者との協議。
- (4) 本業務の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告。
- (5) モニタリングの実施及び通知。

3 甲は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 本契約に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって、甲に到達したものとみなす。

(総括管理者)

第25条 乙は、第23条第1項第3号に基づき総括管理者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知し、承認を得るものとする。総括管理者を変更したときも同様とする。

2 総括管理者は、本業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う。

3 総括管理者の要件は、要求水準書に定めるものとする。

(主任技術者)

第26条 乙は、第23条第1項第4号に基づき主任技術者を選任したときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知し、承認を得るものとする。主任技術者を変更したときも同様とする。

2 主任技術者は、本件施設の現場管理者として1名を置くものとする。

3 主任技術者の要件は、要求水準書に定めるものとする。

(事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)

第27条 甲及び乙は、契約締結日から移行期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いの上、確認するものとする。この確認の方法等については、甲乙協議により定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

2 乙は、本業務の実施を目的として、既存施設等を使用することができるものとする。

3 乙は、既存施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。

4 第1項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、乙は甲に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。

5 乙は、前項にかかわらず、事業開始日から1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(事業開始に伴う業務引継ぎ等)

第28条 甲又は甲の指定する者及び乙は、各自の負担により、契約締結日から移行期間満了日までに、本業務の実施に必要な業務引継ぎ等が終了するよう努めるものとする。

2 甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の事業実施に必要とする一切の書類、データ、本件施設の状況等(以下「本件施設の情報等」という。)を、乙に適切に開示するものとする。

3 前項のほか、甲又は甲の指定する者は、乙が本業務の実施に必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うものとする。

4 乙は、本業務の実施上必要となる本件施設の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、本件施設の習熟に努めるものとする。

(再委託)

第29条 乙は、本業務の全部又は大部分の業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(許認可)

第30条 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等が必要となる場合は、乙は乙の責任と費用によりこれを行ない、甲に報告するものとする。この場合において、甲は、乙の請求により必要な協力を行なうものとする。

第2節 事業実施計画

(事業実施計画書の策定)

第31条 乙は、本業務の実施のため、本契約及び要求水準書に基づき、事業実施計画書を策定しなければならない。

(事業実施計画書の修正)

第32条 甲は、前条に基づく事業実施計画書(実施計画を除く。以下この条において同じ。)が不相当であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、乙に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の請求があったときは、当該計画書について変更若しくは修正又は再提出するものとする。

3 乙が期日までに、当該計画書の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第43条に定める措置を適用するものとする。

4 甲は正当な理由なくして、乙が提出した事業実施計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならないものとする。

第3節 業務の実施

(施設更新等の請求)

第33条 本件施設の修繕により、その機能が維持できないとき又はその見込みがないとき、若しくは本件施設の修繕により、本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理的であると認められるときは、乙は甲に対し、その旨を報告し、施設の更新・改築を請求することができるものとする。

2 前項の請求があったときは、甲は速やかに本件施設の現況を調査して、更新の是非を判断し、その内容を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の判断をするにあたり、乙の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮するものとする。

4 第1項の請求があったにもかかわらず、社会通念上必要かつ相当な期間において、甲が必要な施設の更新・改築を行わなかったため、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲はその損害を負担する。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲はその程度に応じて、乙に対し負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、乙に求償することができるものとする。

(施設改良等)

第34条 本業務を効果的かつ効率的に実施するため、要求水準書に定めるところにより、乙は甲の承諾を得て、乙の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができるものとする。

2 前項の設備を設置するときは、乙は、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができるものとする。この場合において、乙は当該変更の内容について、事前に甲に通知し、その承諾を得なければならない。

3 第1項において、乙が本件施設に設置した設備の所有権は、乙に帰属するものとする。

(検査等)

第35条 乙は、本契約及び要求水準書の業務を完了したときは、監督員の確認を受け、必要な書類を添付して、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、要求水準及び事業実施計画書に定めるところにより、本業務の完了を確認するための検査をしなければならない。この場合において、甲又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 本契約の定めるところにより、履行の完了前に出来高によって対価の一部を支払う場合には、甲は、速やかに出来高部分についての検査をしなければならない。

4 前2項の場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について、乙は異議を申し立てることができない。

5 甲は、第2項及び第3項の検査を完了したときは、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

6 第2項及び第3項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

7 甲は、第5項の検査完了の通知後、乙が成果物又は目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物又は当該目的物の引渡しを受けなければならない。

8 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物又は当該目的物の引渡しを委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

(再履行)

第36条 甲は、乙が前条第2項又は第3項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちにこれを履行しなければならない。この場合において、再履行が完了したときは、甲に完了届を提出し、検査を受けなければならない。

3 前条第2項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。

第4節 緊急事態（災害・事故その他の不可抗力）発生時の対応

（対応の基本）

第37条 乙は、緊急事態が発生したときは、要求水準及び事業実施計画書に基づき、災害・事故その他の不可抗力事由による本業務への影響を可及的に避けるため、最大限の努力を行うものとする。

（臨機の措置）

第38条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じるものとする。

この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、乙は当該措置の内容を、甲に直ちに通知するものとする。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を講じるよう請求することができるものとする。

4 乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、本業務の範囲外であると認められる部分については、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（災害・事故発生時の指揮系統）

第39条 甲は、緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本業務の実施に甲の介入が必要であると認めるときは、直ちに総括管理者にその旨を通知するものとする。なお本項の通知は緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、総括管理者は監督員又はその他の甲の職員の直接の指揮監督に服し、乙の従事者等は、総括管理者を通じ、監督員又はその他の甲の職員の指示に従わなければならない。

3 他の上下水道事業体又はその関連団体等から、甲に対して災害・事故その他の不可抗力事由の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、甲は、総括管理者を通じて乙に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、乙は、実務上可能な範囲で、甲の指示に従うものとする。

（災害・事故発生時の費用負担）

第40条 甲は、前条第2項の規定に従い、総括管理者並びに乙の従事者等が甲の指示に従ったことによる増加費用の額及び支払い方法等は、甲乙協議の上で定めるものとする。

2 前項の規定は、乙の責めによらない第三者への損害については適用しない。

第5節 モニタリング

（モニタリング）

第41条 業務日報の作成、業務の報告、実施状況の確認その他モニタリングの実施方法について

は、要求水準書に定めるものとする。

第6節 要求水準の未達等に対する措置

(改善通告及び業務改善計画書等)

第42条 改善通告、業務改善計画書の提出その他要求水準の未達に対する措置については、要求水準書に定めるものとする。

(委託料の支払停止)

第43条 要求水準書に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないとき、又は第32条第3項に該当したときには、甲は乙に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いを停止することができるものとする。

- 2 前項の支払停止を行なう場合には、甲は乙に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 当該要求水準の未達が是正されたときは、甲は第1項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、委託料の支払い停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、第59条第3号の定めに従うことができるものとする。

(契約不適合責任)

第44条 甲は、引き渡された成果物又は目的物が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物及び目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 本業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約を締結した目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第7節 委託料等

(委託料の額)

第45条 本業務の委託料及びその内訳は、頭書第4項のとおりとする。

- 2 前項に定める委託料のうち、頭書第4項の①維持管理業務及び④その他業務に関する委託料は、年度別協定書に定めるところに従う。
- 3 本契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変更が生じた場合は、甲は本契約をなんら変更することなく委託料に相当額を加減して支払うものとする。
- 4 甲は、委託料の支払に際し、第53条に定める遅延損害金について、乙から甲への支払が必要な場合、必要額を委託料から控除した上で、これを支払うことができるものとする。

(支払の手続き)

第46条 乙は、要求水準書に定める月次報告書に基づき、実施状況の確認を受け、業務内容毎に第35条第2項又は第3項に基づく検査を完了したときには、別記1の支払方法により、年度別協定書に基づき算定された委託料の支払を請求することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、委託料を支払わなければならない。なお、委託料は乙が指定する口座に振り込むものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により第35条第2項又は第3項に基づく検査を完了しないときは、その期限を経過した日から第35条第2項又は第3項に基づく検査を完了した日までの期間の日数は、前項の約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(委託料の不払に対する乙の業務中止)

第47条 乙は、甲が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず、支払をしないときは、本業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が本業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは委託料を変更し、又は乙が本業務の続行に備え現場を維持し、若しくは労働者その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第48条 甲又は乙は、事業期間内において、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、別記2の業務に係る委託料の額が不相当となったと認めたときは、別記3に基づいて、相手方に対して委託料の額の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、別記2の業務に係る委託料の額が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、委託料の額の変更を請求することができる。
- 3 甲又は乙により前2項の請求があったときは、甲乙協議のうえ、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知するものとする。
- 4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第3章 リスク分担

第1節 一般事項

(所有権)

第49条 本件施設の所有権は、甲に帰属する。ただし、第34条第3項に該当する設備の所有権は、乙に帰属するものとする。

(保険)

第50条 乙は、事業期間中、第三者賠償保険、火災保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとし、甲に報告するものとする。なお、乙の責めに帰する事由により保険料が増額した場合、当該増額分は乙の負担とする。

(一般的損害)

第51条 本業務の実施に関し、乙の故意又は過失によって生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第52条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害（第2項及び第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、乙がその賠償額を負担する。
- 3 業務を行うにつき、通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担する。

担するものとする。ただし、本業務の実施に関し、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第53条 甲又は乙が、本契約に基づいて履行すべき委託料、賠償金、損害金、違約金その他の金銭の支払を遅延した場合は、甲又は乙は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号、以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項及び同法第14条に定める割合で計算した額を、遅延損害金として支払うものとする。

(契約不適合責任期間等)

第54条 甲は、引き渡された成果物及び目的物に関し、第35条第7項又は第8項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から成果物にあつては3年以内、目的物にあつては2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合には、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された目的物の契約不適合が甲若しくは定める監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第2節 法令変更

(法令変更に伴う通知の付与及び協議)

第55条 契約締結日以後に法令が変更されたことにより、本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、乙は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲又は乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 甲が乙から第1項の通知を受理したときは、甲及び乙は、当該法令変更に対応するため、速やかに本契約及び要求水準書の変更並びに費用の変更等について、協議するものとする。

4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について合意が成立しないときは、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。

(法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)

第56条 法令変更により生じる増加費用又は損害が発生した場合は、次の各号の定めに従い負担するものとする。

(1) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等(特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法律の変更は含まない。)の変更の場合は甲の負担とし、乙に対して一般に適用される法令等の変更は乙の負担とする。

(2) 消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、甲の負担とし、本業務の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、乙の負担とする。

第3節 不可抗力

(不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更)

第57条 不可抗力により本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったときは、乙はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされたとき以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による通知を受理したときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

4 乙が前項の通知を受理したときは、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について協議するものとする。

5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から30日以内に本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について合意が成立しないときは、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は甲が負担する。

(不可抗力による委託料の支払)

第58条 甲は、乙が不可抗力により本業務の一部又は全部を行うことができない場合には、その費用に相当する委託料を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、前条第4項による協議が合意に至るまでの間、乙が当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うことを条件として、乙が不可抗力により本業務の一部又は全部を行わない場合でも、乙に対して第45条に定める委託料を支払うことができるものとする。

第4章 契約の終了

第1節 契約の解除

(甲による契約の解除)

第59条 甲は、次の各号の一つに該当する場合には、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、事業期間の開始日から30日が経過しても本業務の履行を開始しないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙の責めに帰する事由により、連続して2日以上又は1年間において10日以上、乙が本業務の一部又は全部を行わないとき。
- (3) 本契約に基づく甲のモニタリングの結果、乙の要求水準未達が改善期間を経過しても是正されないとき。
- (4) 乙が、本業務を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (5) 乙(乙がJVの場合は各構成員のいずれか)が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立て(以下「倒産手続開始申立て」という。)を取締役会において決議したとき、若しくは第三者によって、当該申立てがなされたとき。ただし、乙がJVのときは、甲は、本契約の解除の前に、当該倒産手続開始申立て等が本業務の履行に支障を及ぼすか否かにつき、乙と協議することができるものとする。
- (6) 乙が第14条の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 乙が本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (8) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約を締結した目的を達する

ことができないとき。

(9) 本業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約を締結した目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(10) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(11) 乙が第61条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(12) 乙（乙がJVであるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号及び次号において同じ。）が次のいずれかに該当するものとして亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年亀山市告示第38号、以下「暴排要綱」という。）第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への確認に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

ア 乙又はその役員等（法人にあっては、役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これらに類する地位にある者（これらが非常勤である場合を含む。）及び経営を実質的に関与している者をいう。その他の団体にあっては、代表者及び経営を実質的に関与している者をいう。個人にあっては、事業主及び支配人をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 乙又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴排要綱別表に基づく密接な関係を有していると認められるとき。

オ 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴排要綱別表に基づく社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 乙の役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の乙の業務全般を

いう。)に関し、暴力行為(暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。)を行ったと認められるとき。

ク 乙が、亀山市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表に掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用又は再委託したとき。また、乙が、亀山市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表に掲げるいずれかに該当する者を下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。)として使用又は再委託(すべての再委託を含む。)していた場合に甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ケ 乙が、亀山市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表に掲げるいずれかに該当する同要綱第2条第6号に基づく資材会社等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱第2条第6号に基づく施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。また、乙又はその下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。)が、亀山市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表に掲げるいずれかに該当する同要綱第2条第6号に基づく資材会社等から資材を購入し、又は同要綱第2条第6号に基づく施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

コ 乙が、亀山市の発注する工事又は委託の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

(13) 乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当する談合その他不正行為をしたとき。

ア 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対し、独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において準用する場合を含む。)、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2乃至第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

イ 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2、第17条の2及び第20条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙等に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法の規定に違反する行為の実行として事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合におい

て、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間除く。）に応募（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 本契約に関し、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(14) 前号までに規定するもののほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第60条 前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙による契約の解除）

第61条 乙は、次の各号の一つに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で、本契約を解除することができる。

(1) 甲が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第46条第2項に定める支払期限を経過してから60日を経過しても委託料の支払を行わなかったとき。

(2) 甲が、本契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを乙が甲に対して通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。

(3) 甲が要求水準を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(4) 甲が本業務の実施を中止し、その中止期間が事業期間の2分の1（事業期間の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(5) 甲の責めに帰する事由により、本業務の履行が不能となったとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第62条 前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（法令変更による契約の解除）

第63条 契約期間において、第55条第3項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 前項に基づき本契約が解除された場合、乙に生じた損害の負担は、第56条の定めに従うもの

とする。

(不可抗力による契約の解除)

第64条 事業期間において、第57条第4項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 前項の規定により本契約を解除する場合は、甲は乙に対して、当該年度の終了日までの委託料のうち未払いの委託料について、甲及び乙の協議に基づき、一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払の手続きは、第46条の規定を準用する。

(解除の制限)

第65条 民法第651条の規定にかかわらず、本契約に定めのある場合及び甲と乙の合意による解除の場合を除き、本契約の全部又は一部を解除することはできない。

(解除に伴う措置)

第66条 甲は、本契約が本業務の完了前に解除された場合においては、出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、本契約が本業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、本契約が本業務の完了前に解除された場合において、用地等に乙が所有又は管理する材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに用地等を修復し、取片付けて、甲に明渡さなければならない。

5 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

6 第3項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第59条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第61条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

7 本業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及

び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第67条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 事業期間内に本業務を完了することができないとき。
- (2) 第59条の規定により、本業務の完了後に本契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、委託料（当該算定基準としての委託料額は、各事業年度の開始時点に更新されるものとし、当該時点の前年度までに確定した委託料の金額を控除した委託料とする。以下、第70条第1項、第71条第3項ただし書、第72条第3項第(2)号において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第59条第10号及び第12号の規定により、本契約が解除された場合を除き、第13条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

- (1) 第59条の規定により本業務の完了前に本契約が解除された場合
- (2) 本業務の完了前に乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、事業期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して事業期間を延長することができる。

6 前項の遅延違約金の額は、委託料から検査に合格した履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

7 第36条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるとときは、甲は、乙から前項の規定により遅延違約金を徴収するものとする。

- 8 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
- 9 第2項及び第7項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第2項及び第7項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき乙に賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 第68条 乙が本契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料又は違約金の支払の日まで支払遅延防止法に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の規定による追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(乙の損害賠償請求等)

- 第69条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第61条の規定により本契約が解除された場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が債務の本旨に従った履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合
- 2 第46条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

- 第70条 乙は、本契約に関して、第59条第13号のいずれかに該当したときは、甲が契約解除をするか否かを問わず、甲に対して、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。本業務を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
- (1) 第59条第13号アのうち、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合
 - (2) 第59条第13号エのうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき乙に賠償を請求することを妨げるものではない。

第2節 契約終了時の措置

(事業期間満了に伴う業務引継ぎ等)

第71条 乙は、事業期間の終了日まで、乙の責任と費用により、甲又は甲の指定する者に、本件施設の運転及び維持管理に関する業務の引継、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する乙による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 乙が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを甲が認めるとき。

(2) 甲が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めるとき。

3 乙が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、乙は甲に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、甲の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用とする。ただし、委託料の10分の1を上限とする。

4 第1項に定める乙による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、要求水準書に記載するほか、甲乙協議により定めるものとする。

5 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第3項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき乙に賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約解除に伴う業務引継ぎ等)

第72条 契約が解除されたときの業務引継ぎ等については、次の措置を講ずるものとする。

2 第59条（第5号を除く。）によるときは、前条第1項に記載する「事業期間の終了日まで」を「甲が定める期日まで」と読み替え、前条を適用するものとする。

3 第59条第5号によるときは、甲は、次の各号のいずれか一つの措置を講ずるものとする。

(1) 第13条の規定に基づく履行保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、保証が差し入れられ、又は履行保証保険が付保されている場合は、甲は当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金を受領し、これをもって、債権に充当するものとする。

(2) 前号の乙による当該履行保証金若しくは担保、保証金又は保険金が付保されていないときは、甲は乙に対し委託料の10分の1に相当する支払を求め、これをもって、債権に充当するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払を請求することを妨げるものではない。

5 第61条によるときは、業務引継ぎ等に係る費用は、甲の負担とする。この場合、業務引継ぎ等の実施時期、費用等については、甲乙協議の上で定めるものとする。

(契約終了時の既存施設等の確認)

第73条 本契約が終了するときは、甲及び乙は双方が立会いの上、既存施設等について、第27条

第1項に基づき確認した既存施設等（事業期間中に、既存施設等が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

- 2 前項に定める既存施設等の確認は、事業期間満了による契約終了のときは、事業期間終了日までに完了するものとし、契約解除に伴う契約終了のときは、甲及び乙が協議の上、確認時期・期間等について定めるものとする。
- 3 前項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。
- 4 甲は、前項にかかわらず、本契約終了日より1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

（改良施設の撤去等）

第74条 本契約が終了したときは、乙は乙の責任と費用により、速やかに第34条に基づき変更又は改良した施設を原状に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、甲が乙に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

（所有権の移転）

- 第75条 前条ただし書きにおいて、乙が設置した設備の譲渡を甲が要求し、乙が承諾した場合は、事業期間の終了において、乙の所有権は甲に委譲される。
- 2 第59条又は第61条により契約が解除されたとき、又は前項に基づき乙が設置した設備を甲に譲渡する場合においては、甲は乙に対して清算金を支払うものとする。なお、清算方法については、甲乙協議により定めるものとする。

第5章 補 則

（個人情報の取扱い）

- 第76条 乙は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、個人情報の取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（不当介入等を受けた場合の措置）

第77条 乙は、本契約の履行にあたり、暴排要綱第7条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、第三者から不当介入等（工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求をいう。以下同じ。）を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 本契約に関して、下請負人等（乙が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託者をいう。以下同じ。）が不当介入等を受けた場合は、乙は当該下請負人等に対し、速やかに乙に報告及び警察に届け出るよう指導すること。
- 2 乙は、乙又は下請負人等が前項各号の不当介入等を受けた場合は、甲が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- 3 甲は、乙又は下請負人等が第1項各号の不当介入等を受け、本契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、乙が第1項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、本業務の内容の調整、事業期間の延長等の措置を講じるものとする。

(環境への取組み)

第78条 乙は、本業務の実施に当たって、アイドリングストップ等の実践により、環境負荷の低減に努めなければならない。

(解釈)

第79条 甲が本契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、甲が乙の責任において行うべき本業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(契約の変更)

第80条 本契約に定めがあるほかは、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

(公租公課の負担)

第81条 本契約に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第82条 甲及び乙は、本契約に関する紛争は、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第83条 本契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行

うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(年度別協定書の締結)

第84条 本契約に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項について、甲及び乙は、契約締結日から事業期間の終了日まで、事業年度ごとに、年度別協定書を締結するものとする。

(契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)

第85条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約の解釈に関して疑義を生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別記1 支払方法

業務区分	業務内容	区分	支払方法
維持管理業務	・公共柵点検	固定費	毎年3月に当該年度の費用を支払う。 ただし、変動費(※)については、完了済みの業務に関し、乙からの請求により、各年度に4回(6月、9月、12月、3月)に分けて支払うことができる。
	・マンホール内部・蓋点検	固定費	
	・管渠内点検(簡易直視式カメラ)	固定費	
	・マンホール内部・蓋調査	固定費	
	・本管TVカメラ調査(側視あり)	固定費	
	・法定点検(マンホール)	固定費	
	・法定点検(本管)	固定費	
	・定期清掃(伏越)	固定費	
・汚水管路修繕	変動費(※)		
計画策定業務	・維持管理計画策定	固定費	
	・ストックマネジメント計画	固定費	
	・BCP計画(風水害編)	固定費	
技術支援業務	・合理化協定企業の包括的維持管理業務への技術的支援	固定費	
その他業務	・住民対応	固定費	
	・緊急対応(緊急清掃)	変動費(※)	
	・災害対応	変動費(※)	

別記2 物価変動の対象となる業務内容

業務区分	業務内容	区分
維持管理業務	・公共柵点検	固定費
	・マンホール内部・蓋点検	固定費
	・管渠内点検(簡易直視式カメラ)	固定費
	・マンホール内部・蓋調査	固定費
	・本管TVカメラ調査(側視あり)	固定費
	・法定点検(マンホール)	固定費
	・法定点検(本管)	固定費
	・定期清掃(伏越)	固定費
計画策定業務	・維持管理計画策定	固定費
	・ストックマネジメント計画	固定費
	・BCP計画(風水害編)	固定費
技術支援業務	・合理化協定企業の包括的維持管理業務への技術的支援	固定費
その他業務	・住民対応	固定費

別記3 物価変動の判定方法

改定指標

業務区分	業務内容	改定指標
維持管理業務	・公共樹点検	普通作業員
	・マンホール内部・蓋点検	普通作業員
	・管渠内点検（簡易直視式カメラ）	普通作業員
	・マンホール内部・蓋調査	普通作業員
	・本管TVカメラ調査（側視あり）	普通作業員
	・法定点検（マンホール）	普通作業員
	・法定点検（本管）	普通作業員
	・定期清掃（伏越）	普通作業員
計画策定業務	・維持管理計画策定	技術員
	・ストックマネジメント計画	技術員
	・BCP計画（風水害編）	技術員
技術支援業務	・合理化協定企業の包括的維持管理業務への技術的支援	技術員
その他業務	・住民対応	普通作業員

普通作業員の判定方法

項目	内容
判定に用いる指標	公共工事設計労務単価（三重県）の普通作業員
判定時期	毎年度2月（新しい労務単価が公表された時期）
改定の対象経費	実費精算する物件費以外の固定費
対象期間	翌年度以降の固定費
判定基準	前回改定時の労務単価から±5.0%以上の変動が生じているか

技術員の判定方法

項目	内容
判定に用いる指標	設計業務委託労務単価の技術員
判定時期	毎年度2月（新しい労務単価が公表された時期）
改定の対象経費	実費精算する物件費以外の固定費
対象期間	翌年度以降の固定費
判定基準	前回改定時の労務単価から±7.0%以上の変動が生じているか